

個人情報ファイル簿

1 個人情報ファイルの名称	日常生活用具支給決定簿	
2 実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	実施機関名 市長 組織名 障害福祉課	
3 個人情報ファイルの利用目的	日常生活用具支給事務を行うため	
4 記録項目	障害者（児）の氏名，住所，生年月日，性別 保護者の氏名，住所，電話番号，続柄 申請日，申請内訳，生活用具名称，業者名，結果，給付番号，給付日，券行効日，決裁日，給付月，所得区分，基準額，見積額，公費支給額，自己負担額	
5 記録範囲	障害者（児），保護者	
6 記録情報の収集方法	■本人 面接（ヒアリング） ■本人以外 保護者面接（ヒアリング），関係機関，旧居住地の市町村	
7 要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む <input checked="" type="checkbox"/> 含まない	
8 記録情報の経常的提供先	転出した場合，新居住地の市町村	
9 開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	（名称）水戸市福祉部障害福祉課及び水戸市 情報公開センター （所在地）水戸市中央1丁目4番1号	
10 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
11 個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電子処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
12 備考		

注 この表で「法」とは個人情報の保護に関する法律を、「政令」とは個人情報の保護に関する法律施行令をいう。